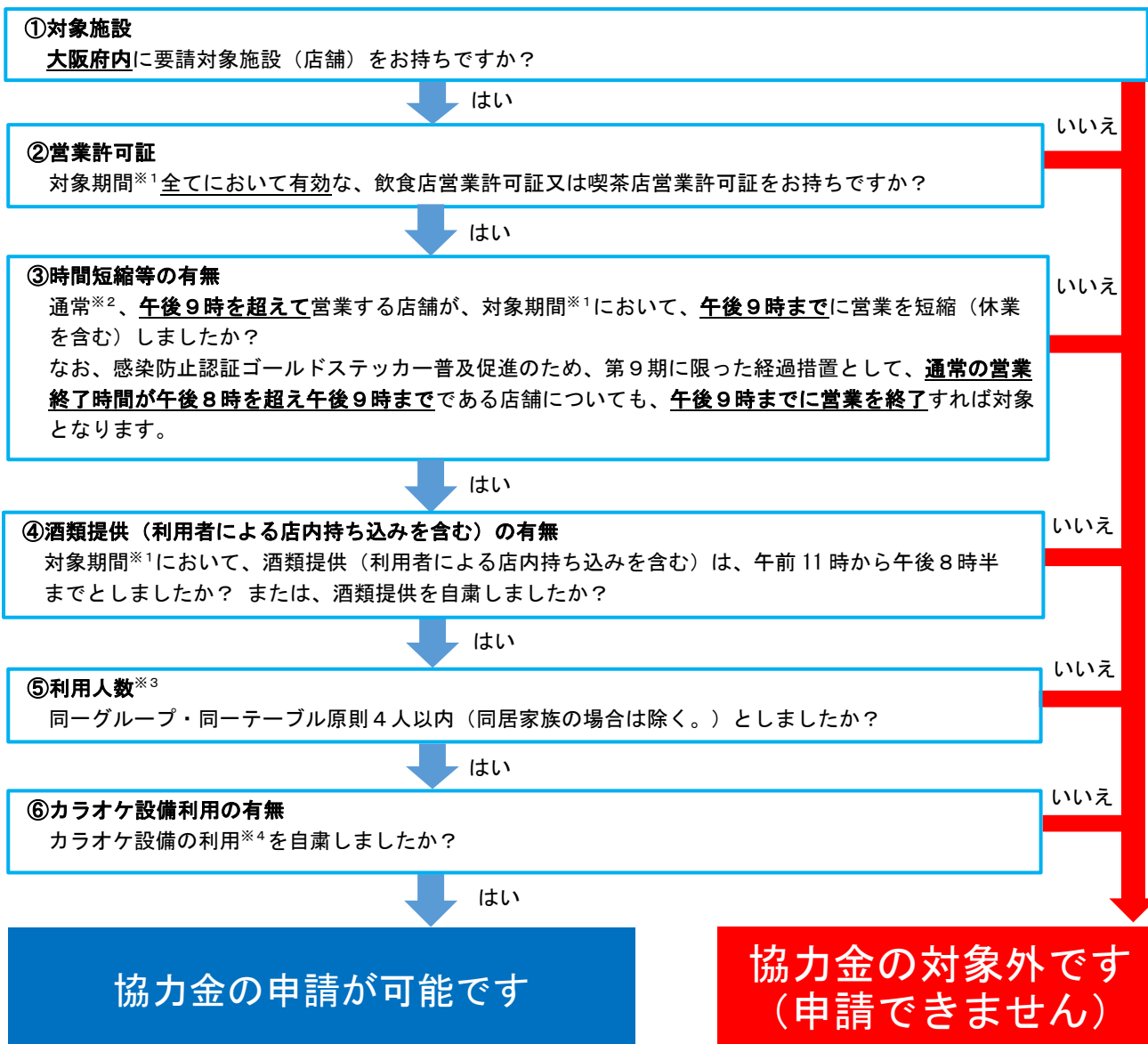


◆協力金支給判定フローチャート

（「感染防止認証ゴールドステッカー」認証店舗）



ただし、途中開店の場合は、開店日から令和4年1月13日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 対象期間

要請期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 通常

営業時間短縮要請がなかった期間

※3 利用人数

結婚式場は、同一テーブル原則4人以内とし、テーブル間での移動はできる限り控えていただくことが必要です。

※4 カラオケ設備の利用

カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外です。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する必要があります。